

令和元年 12 月 24 日
消 防 庁

平成 30 年度における消防職員の懲戒処分等の状況
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

消防庁では、平成 30 年度における消防職員の懲戒処分等の状況について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

○ 消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について

(連絡先)

消防庁消防・救急課

担 当：阿部課長補佐、田村係長、佐井事務官

電 話：03-5253-7522

FAX：03-5253-7532

消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

- この調査は、各消防本部が平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 調査の対象となる者は、各消防本部に所属する消防職員である。
- なお、平成 30 年度中に同一の者が複数回にわたって複数の処分に付された場合、その数を重複して計上している。

1 懲戒処分者数の状況

- 平成 30 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 395 人であった。
- 事由別にみると、「公務外非行関係」124 人（31.4%）が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」116 人（29.4%）、「一般服務関係」79 人（20.0%）、「監督責任」45 人（11.4%）、「公金物品取扱い関係」31 人（7.8%）の順となっている。
- 種類別にみると、免職 44 人、停職 123 人、減給 111 人、戒告 117 人となっている。

懲戒処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

事由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務関係	0	21	31	27	79
交通事故・交通法規違反	14	36	24	42	116
公務外非行関係	25	63	28	8	124
公金物品取扱い関係	5	3	14	9	31
監督責任	0	0	14	31	45
合計	44	123	111	117	395

（注） 2 以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

2 分限処分者数の状況

- 平成 30 年度中に分限処分を受けた職員数は 711 人であった。
- 事由別にみると、「心身の故障の場合」703 人（98.9%）が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」5 人（0.7%）、「条例に定める事由による場合」2 人（0.3%）、「職に必要な適格性を欠く場合」1 人（0.1%）の順となっている。
- 種類別にみると、降任 3 人、休職 708 人となっている。

分限処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	1	702	0	703
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	0	1
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	5	0	5
条例に定める事由による場合	0	1	1	0	2
合計	0	3	708	0	711

（注） 2 以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。